

令和2年度第10回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月8日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	6番	春摘	要	7番	長石	憲太郎	
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂	富雄	
	10番	植木	克茂	11番	前川	義憲	
	12番	細山	周一	13番	國岡	智志	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

15番	谷口	真一	16番	寺坂	静雄
17番	西沖	和己	18番	平尾	晴次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のについて

議案第2号 非農地等現況証明願の決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後2時00分)
事務局長	<p>ただ今から、令和2年度第10回智頭町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>それでは小林会長、開会の挨拶をよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>皆さん、明けましておめでとうございます。年頭にあたりまして、委員の皆さんのご健勝とご多幸のお祈りを申し上げるところでございます。</p> <p>さて、去年は新型コロナウイルス感染拡大により、組織運営を始め、経済や暮らしに多大な影響を与えたということではなかろうかと思っております。今日の新聞では昨日の新規感染者数が7,575名と、今までの1日あたりでは最高の発生であったということで、鳥取県におきましては、昨日6名ありまして、全部で159名の感染者が発生したということでありまして、これにつきましては、一日も早い終息を願うということではなかろうかと思っております。</p> <p>この状況下で、やはり各会議の対応と致しましては、智頭町農業委員会でもさることながら、リモートであるとかWeb会議であるとか、先般11月19日に開催されました特別研修会につきましても、代表者を選んで参加者の人数を最小限に止めた中での開催など、こういう運びであります。</p> <p>さて、農業委員会の重点業務となりました農地利用の最適化、それと人・農地プラン。このことにつきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員、あるいは農業委員会の事務局が農家に向けて、指導という大きな使命が課せられたわけでありまして、その目的を達成するために農業委員会制度、農地法、関係法令等々について、研修会等によって研修に励んでいただくことではないでしょうか。人・農地プランの取り組みでは、農業委員会が関係機関と集落に出向き、話し合いに参加して、皆さんがコーディネーター役として取り組んでいただきたいと、こういうことでございますけれども、この流れの中で、中間管理機構と連携を保ちながら、農地の流動化を図り、担い手への農地の集積を行っていかねばならないということではなかろうかと思っております。</p> <p>また、食料・農業・農村基本計画が昨年施行されましたわけでございますけれども、これにつきましては、基本法に基づいて5年ごとの見直しということでありまして、その見直しの中で、農業と農家の営農と生活、なおかつ農村の10年後、2030年にはどのような形になっておるのかということではなかろうかと思っております。</p> <p>食料・農業・農村基本計画というのは、2000年に初めて取り組みがなされ、2001年に施行されまして、今回が5回目の見直しということで、4月に施行されたものが、今取り組まれている状況であります。しかし、これにつきましても、基本理念と致しましては食料の安全供給と確保であります。もう一</p>

	<p>つは多面的機能の発揮。そして、農業の持続的発展ということでもあり、もう一つは農業振興であると。この四つが大きな柱になっておりまして、これに基づいて農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんは、その方向で目的達成のために頑張っていたかなければならないではなかろうかなと、こういうふうに思っております。</p> <p>しかしながら、基本計画の中では、少子高齢化に伴う人口減少社会が到来する中での食料の安全供給、農村地域の再生と農業の持続的発展等、課題が山積する中で、農業や農村現場の期待に応えられるかであります。</p> <p>また、農業委員会法改正後の5年後の見直しの重要な年でもあります。これにつきましては、養父市が特区になりましたが、法人が取得出来ると言いつつながら大半がリースでやっておられる。現場の実態が分からない評論家まがいの机上論で物事を捉え、先に進めていくとゆうようなことではなかろうかと思っております。そのほか10項目程度の課題を新年度においてどういった形で審議されていくのか、この辺りにつきましては、全国農業会議の方に強く進言をしていただくということをお願い申し上げているのが現状であります。</p> <p>このような情勢を踏まえて、農業の現場である地域において、農業委員会活動が担い手を含めた全ての農業者から更なる信頼を得るよう、現場主義を第一に取り組まなければならないと私は考えております。</p> <p>終わりにあたりますけれども、委員の皆さんにとって幸多き年になるよう、心からお祈り致しまして、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>引き続き議事進行につきまして、小林会長よろしく申し上げます。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、13番 國岡智志委員、14番 小宮山晃次委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、次の農地の申請があつたので審議を求めるものであります。</p> <p>なお、番号1について席番12番 細山周一委員が譲受人となっておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後入室・</p>

	<p>着席していただきます。</p> <p>(細山周一委員 退席 午後2時13分)</p>
議長(会長)	<p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の1ページになります。</p> <p>番号1番です。土地の所在が新見字殿田1235番、地目が田、面積894㎡。二筆目が新見字太田213番、畑で143㎡。三筆目が新見字井手口367番1、田んぼで514㎡。四筆目が新見字荒田ノ内523番1、田で1,245㎡。合計4筆で、2,796㎡です。権利種別は3条の有償移転です。譲渡人が東京都町田市森野6丁目の●●●●さん、譲受人が西谷627番地の●●●●さんです。事由としては河村さんの経営規模縮小、細山さんの経営規模拡大によるものです。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておりますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、別冊の申請位置図の1ページ、2ページをご覧ください。3ページから5ページに公図を付けておりまして、共に黄色く示した部分が申請農地4筆です。6ページには現況写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、13番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりましたので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>番号1について報告します。</p> <p>昨年12月28日に申請者の細山さんに確認いたしました。農地法第3条の審査基準に基づき調査しましたが、申請どおりで問題ないことを確認しましたので報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議長(会長)	<p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。 細山周一委員の復席を認めます。</p>
	<p style="text-align: center;">(細山周一委員 復席 午後2時15分)</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第2 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を下記のとおり受理したので決議を求めるものです。 4件の申請がありますが、所有者が全て同じです。順次、説明・報告・審議の後、一括して採決したいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしと認め、同一申請人の4件を順次、説明・報告・審議の後、一括して採決することに決定しました。</p> <p>それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の2ページです。まず、番号1です。</p> <p>農地の所在地が新見字底鉢53番、地目は畑で面積が6.25㎡です。 土地の所有者が東京都町田市森野6丁目の●●●●さんです。 非農地の事由としては「元々道の法面であり、農地ではない。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の7ページに位置図を付けておりました、上にあるのが底鉢53番です。9ページには公図を、12ページに現況の写真を付けております。左上の写真が当該農地となります。</p> <p>次に2番です。</p> <p>農地の所在地が新見字大ダン728番1、地目は畑で面積が150㎡です。 土地の所有者が1番と同じく●●●●さんです。 非農地の事由としては「昭和60年頃より耕作しておらず、現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の7ページに位置図を付けております。10ページには公図を、12ページに現況の写真を付けております。右下の写真が当該農地となります。</p> <p>続きまして、3番です。</p> <p>農地の所在地が新見字大ダン725番1、地目は畑で面積が6.2㎡です。 土地の所有者が河村凱雄さんです。 非農地の事由としては「昭和30年頃より耕作しておらず、竹林化して現在に至る。」ということです。</p>

	<p>場所につきましては、申請位置図の7ページに位置図を付けております。10ページには公図を、12ページに現況の写真を付けております。左下の写真が当該農地となります。</p> <p>続きまして、議案書の3ページ、4番です。</p> <p>農地の所在地が新見字荒田ノ内519番1、地目は田で面積が272㎡です。土地の所有者が河村凱雄さんです。</p> <p>非農地の事由としては「昭和50年頃から耕作しておらず、原野化して現在に至る。」ということです。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の8ページに位置図を付けておまして、11ページには公図を、12ページに現況の写真を付けております。右上の写真が当該農地となります。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、13番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
13番	<p>それでは調査結果について報告します。</p> <p>まず、番号1です。昨年12月28日に現地確認を行いました。非農地証明の審査基準に基づき確認しましたところ、申請書のとおり、元々道の法面であり、農地でないことを確認しましたので申請どおり問題ないと。</p> <p>次、番号2です。昨年12月28日に現地確認を行いました。非農地証明の審査基準に基づき確認しました。申請書のとおり耕作しておらず、申請のとおり問題ありません。</p> <p>次、番号3です。昨年12月28日に現地確認を行いました。非農地証明の審査基準に基づき確認しましたが、申請書のとおり耕作しておらず、写真のように竹林化して現在に至っております。申請のとおり問題ありません。</p> <p>次、番号4です。昨年12月28日に現地確認を行いました。非農地証明の審査基準に基づき確認しましたが、申請書のとおり耕作しておらず、写真のように原野化して現在に至っております。申請のとおり問題ありません。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>

議長(会長)	<p>よろしいですか。 それではそれぞれ採決いたします。 議案第2号番号1について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手あり)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、議案第2号番号1は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、議案第2号番号2について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手あり)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、議案第2号番号2は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、議案第2号番号3について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手あり)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、議案第2号番号3は原案のとおり承認することに決定しました。 次に、議案第2号番号4について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手あり)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、議案第2号番号4は原案のとおり承認することに決定しました。 それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第10回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時24分)</p>
閉 会	

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和3年1月8日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 國 岡 智 志

智頭町農業委員会委員 小宮山 晃 次